

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（仮称）の規定により、
低炭素建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超えることとなるもの
を定める件（仮称）の案について

平成24年11月
国土交通省

1. 背景

都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）は、平成24年8月29日に成立、同年9月5日に平成24年法律第84号として公布されたところです。

法第60条に基づき、特例として低炭素建築物の容積率の算定に算入しないこととする床面積は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（仮称）の案において、低炭素建築物の延べ面積の20分の1を限度として、低炭素建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする方向で検討しています。

今般、「都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（仮称）の規定により、低炭素建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超えることとなるものを定める件（仮称）」を制定し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令において国土交通省告示で定めることとされた事項について定めることとします。

2. 概要

低炭素建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものを、以下の施設又は設備を設ける部分の床面積の合計とします。

- ① 太陽熱集熱設備（※）
- ② 太陽光発電設備（※）
- ③ 燃料電池設備
- ④ コージェネレーション設備
- ⑤ 地域冷暖房施設
- ⑥ 蓄熱設備（ヒートポンプを設けるものに限る。）
- ⑦ 蓄電池（床に据え付けるものであって、再生利用可能エネルギー発電設備と連系するものに限る。）
- ⑧ 雨水、井水又は雑排水利用設備

※太陽熱集熱設備には集熱パネル、制御盤等が含まれ、太陽光発電設備には発電パネル、パワーコンディショナー等が含まれますが、屋根状の発電パネル又は集熱パネルの下を他の用途に供する場合、当該部分の床面積は緩和の対象外です。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行： 平成24年12月上旬